

手話言語を広める取組

手話を広める知事の会

全47都道府県
入会！



H29手話を広める知事の会総会

手話を広める知事の会

「手話を広める知事の会」の取組①

- ◆ 平成29年12月18日に、**内閣府へ手話言語法の制定に係る要望書（内閣府特命担当大臣（少子化対策）宛）を提出したほか、厚生労働省厚生労働事務次官へも要望を実施**
- ◆ 同年12月21日に、文部科学省初等中等教育局長他へも要望書を提出

内閣府の幸田徳之審議官への要望書提出の風景



手話言語法の制定について

【概要・要望の内容】

○ろう者の自立と社会参加のため、手話が言語として認められ、ろう者が日常生活において安心して手語を用いることができる環境をつくるよう、手話言語法を制定すること。

1. 手話言語法の制定に期待すること

- 手語が理解できることが認められることにより、次のような社会的実現が図られる。
 - (1) 手語の教育機会が整備され、ろう児やその保護者が手語に関する正しい情報を得るとともに、手語を習得することなどができる社会
 - (2) ろう者が日常生活や職場などで自由に手語を使ったコミュニケーションをとることができる社会

2. 「手語を広める知事の会」の設立と全都道府県の加入

○手語理解を全国に一層広げるため、平成28年7月21日に「手語を広める知事の会」を設立した。知事有志が力を合わせ、手語という職業障がい者の重要なコミュニケーション手段に対する社会的認知を高め、普及を図っていくための取組を推進。

- ・設立日 平成28年7月21日
設立にあたり、同日、参議院議員会館にて、「手語を広める知事の会」設立イベント、手語理解フォーラムを開催。
- ・目的 手語理解を全国に広げ、手語理解の制度を全国に求めるとともに、手語を使いやすい社会環境を全国に広げることに伴い、手語の普及を図り、もって職業障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。
- ・会員 本会の趣旨に賛同する都道府県知事。
→平成29年10月13日に全都道府県加入

○平成29年11月7日に、東京にて手語理解フォーラムを開催し、手語理解の制度に向けて取り組んでいくことを宣言。

<参考>

①全国自治体における手話言語条例の制定

- 「鳥取県手話理解条例」制定後、神奈川県、静岡県、長野県、埼玉県、群馬県、千葉県、愛知県、秋田県、山梨県、大阪府、奈良県及び北海道苫小牧市などで同様の条例が制定されている。（平成29年12月6日現在 13府県96市町 計109自治体）

②手話言語法制定を求める意見書の採択

○手話言語法制定を求める意見書が、全国全ての都道府県と市町村の地方議会会で採択され、採択率100パーセントを達成。手話言語法制定を求める国民の願いが顕著な結果となった。

③「全国手話言語市区長会」の設立

○全国の市長によるネットワーク「全国手話言語市区長会」が、平成28年6月8日に設立された。相互の連携・協力、情報交換等を行い、職業障がい者の自立と社会参加の実現を目指すもの。現在、370を超える市区長が加入している。

「手話を広める知事の会」の取組②

◆ 全日本ろうあ連盟及び全国手話研修センターの主催事業に協力（共催）し、
全国6ブロックで行政職員対象の手話講習会を開催

⇒ **全国から225人が参加**し、手話によるコミュニケーションの楽しさや条例制定、
その後の施策の推進の必要性を感じたなどの声も聞かれ、**受講者から大変好評**

京都会場の様子



鳥取会場の様子



手話言語条例を制定して終わりではなく、それを**周知・浸透させることの重要性、効果を感じた**2日間であった。(受講者)

鳥取県における手話言語を広める取組



県議会閉会后、議会傍聴席にて

学校で手話を学ぶ取組(手話ハンドブック)

○手話ハンドブックを作成し、全学校へ配布！

- 手話を学ぶ大切さや学びの意欲を高めるため、小・中・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒・教職員へ配付。
- 手話を正しく理解してもらうため、手話表現の動画も制作。



ハンドブックと動画はHPで閲覧できます。
<http://www.pref.tottori.lg.jp/265402.htm>

学校で手話を学ぶ取組（手話普及支援員）

○学校に手話普及支援員を派遣し、手話学習を支援！

各学校からの依頼に基づき、手話学習をサポート。

（手話普及支援員として、ろう者、手話サークル会員、聾学校教職員
OBなど88人が登録）（平成29年7月末現在）

○取組の成果

- ・ **手話、障がいへの
関心・理解の向上**
- ・ **子どもたちの積極的な
取組が進展**

平成26年6月から平成29年
3月までの間に、**214校**に、
延べ**609回**手話普及支援員
を派遣。

手話普及支援員を活用した学習風景



全国でも珍しい県立高校での手話の取組

- **手話学習を授業カリキュラムに位置付け、年間を通じて学習。**

= **鳥取県立岩美高校** =

<H29年度> 「手話基礎1」を新たに科目設定して単位を付与

<H30年度> 「手話基礎2」を新たに科目設定して単位を付与

★ 県内で唯一「手話部」を設置。

= **鳥取県立米子高校** =

<H30年度> 「手話言語」を新たに科目設定して単位を付与



(手話学習の様子)



(地元保育所との交流)



(手話部の野球地区大会での通訳)

各県立高校で手話学習に関する取り組みを拡大中！

ICTを活用した「遠隔手話通訳サービス」

県内に居住する聴覚障がい者の方をモニターとして、遠隔手話通訳サービスをモデル的に実施。（**年中無休**、利用時間 8:30～17:30）

遠隔手話通訳サービス

（平成25年12月～）

- ・ろう者と聞こえる人が対面している場合のコミュニケーションに使用。
- ・タブレット型端末のテレビ電話機能により、手話通訳者が画面越しに通訳。
- ・窓口などでの簡単なコミュニケーションに最適。



手話通訳



タブレットのほか、県庁総合受付、JR主要駅・バスターミナルなどの窓口にもタブレット型端末を設置。

電話リレーサービス

県内に居住する聴覚障がい者の方をモニターとして、電話リレーサービスをモデル的に実施。（**年中無休**、利用時間 8:30～17:30）

電話リレーサービス（代理電話サービス）

（平成27年4月～）

- ・ろう者等と聞こえる人が離れている場合に使用。
- ・ろう者等は、聞こえる人に伝えたい用件を、**テレビ電話**、**メール**、**FAX**により、手話通訳者に伝える。
- ・手話通訳者は、**ろう者等に代わって**、**電話を掛け**、用件を伝える。
- ・**リアルタイムでやりとりができて便利**。



音声文字変換システム

- 聞こえる人の声を文字に変換し、タブレット型端末の画面上に表示。
- 全国で初めて自治体窓口を導入**(平成27年9月から)。
- 県庁総合受付、JR主要駅・バスターミナル等の窓口を設置しているタブレット型端末で利用可能。
- 難聴者・中途失聴者も便利に利用可能。**

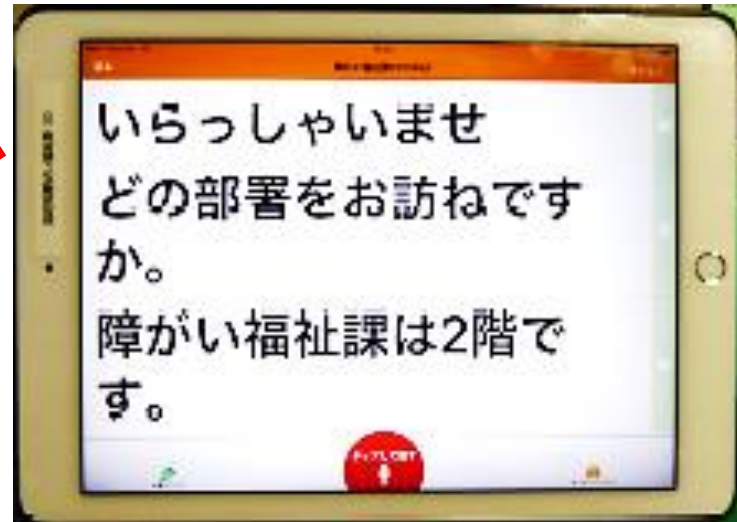
音声を表示

デモンストレーションを行う平井知事



聞こえる人

聞こえない・聞こえづらい人



全国高校生手話パフォーマンス甲子園

- “手話の聖地”鳥取県で開催する手話パフォーマンスのコンテスト♪
- 全国の高校生が、手話を使った歌、演劇、ダンスなどを熱演。優勝を競い合います！
- 第5回大会は、10月7日に鳥取県米子市で開催します！
- より多くの方が手話に親しみ、ろう者と聞こえる人が交流を深め、“共に生きていく社会”の実現を目指します！



大会公式ロゴ

第5回大会

- 日程:平成30年10月7日(日)
- 場所:米子コンベンションセンター(鳥取県米子市)



参加チーム募集！！

- 【申込期間】5月21日(月)～7月6日(金)
※予選審査動画提出は7月19日まで
- 【予選審査会】8月2日(木)、8月3日(金)

多くの高校生チームの参加申込みをお願いします！

第4回大会

27都道府県から
54チームが参加申込

優勝した奈良県立ろう学校



1,800人の方が来場し、会場は大いに盛り上がりました！

